

工事対象地内における埋蔵文化財に関する協議

埋蔵文化財包蔵地の照会
*文化財課へお問い合わせください
* FAX でも照会可能です (086-803-1886)
*「おかやま全県統合型 GIS」でも検索可能です

周知の埋蔵文化財包蔵地に該当

周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない

文化財の取扱いを協議

小規模工事
*工事面積が狭い、掘削深度が浅い等のため埋蔵文化財への影響が少ない

大規模工事
*工事面積が広い、掘削深度が深い等のため埋蔵文化財への影響がある

工事中に未知の埋蔵文化財を発見

工事の一時中断

教育委員会への連絡

発掘届の提出 (法93条)

試掘・確認調査の実施

発見届の提出 (法96条)

遺構・遺物無し

遺構・遺物あり

埋蔵文化財の保存について協議

工事立会
*埋蔵文化財への影響が少ない場合

慎重工事
*埋蔵文化財への影響がない場合

現状保存不可能

現状保存可能

発掘届の提出 (法93条)

発掘届の提出 (法93条)

発掘調査
*費用は原則原因者負担です

工事立会

記録保存の終了

重要遺跡発見

通常の遺跡

設計変更

開発 OK

現状保存

もしも

埋蔵文化財に関する協議の終了

文化財保護法抜粋

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

- 第93条 1 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。
- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

- 第96条 1 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
- 4 第2項の命令は、第1項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。
- 5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。
- 6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があつた日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかつた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第2項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

- 第41条 1 第38条第1項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 2 前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。
- 3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。
- 4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。